

## 米国輸入航空貨物事前申告実施の延期

米国への輸入航空貨物に係る事前申告の実施延期が、3月4日付け米国官報 Federal Register で発表されました。

1. 昨年12月5日に発表された2002年通商法事前申告ファイナルルールでは、米国への輸入航空貨物の事前申告は3月4日より実施されることになっていましたが、あらたに示された実施予定日は、下記表の通り、米国を東部、中部、西部の3つの地域に区分し、それぞれ異なった実施日を設定しています。

実施日	対象（下記州に在る空港）
2004年 8月13日	コネチカット、デラウェア、ワシントンD.C.、フロリダ、ジョージア、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ノースカロライナ、ペンシルベニア、プエルトリコ、ロードアイランド、サウスカロライナ、バーモント、バージニア、ウエストバージニア、
2004年10月13日	アラバマ、アーカンサス、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンサス、ケンタッキー、ルイジアナ、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピ、ミズーリ、ネブラスカ、ニューメキシコ、オハイオ、オクラホマ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ウィスコンシン
2004年12月13日	アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア、ハワイ、モンタナ、ネバダ、ノースダコタ、オレゴン、ユタ、ワシントン

### 2. 実施延期の理由

事前申告は Air AMS を利用してマニフェスト情報を事前申告することが義務付けられている。しかし、ファイナルルールでは、Air AMS の現行システムがサポートしていない手続を求めているため、システムを修正する必要がある。

各空港の CBP 担当要員の訓練を行なう必要がある。

Air AMS への参加は現状ボランティアベースであるが、電子申告が義務付けられたことから、新規参加者に対して接続・通信等に係るサーティフィケーション・テストを実施する必要がある。サーティフィケーション・テストは 90 日間で、5月13日から開始される。地域毎に事前申告実施日が異なっているのは、全ての新規 Air AMS 参加者に対して一度にサーティフィケーション・テストを実施しなくて済むようにするためである。

- \* 航空貨物事前申告実施延期の可能性については、ファイナルルールで既に示されていた。下記参照

ファイナルルールから抜粋

税関規則 § 122 . 48a(e)(2)

本セクションのコンプライアンス日の遅れ .CBPは、承認されたEDIシステムに対する必要な全ての修正が整わない場合には、本セクションのパラグラフ(e)(1)で規定されている一般的な施行日を遅らせることができる。また、CBPは、ある港においてCBP職員に必要な訓練を施す余裕ができるまで、当該港において、本セクションの一般的な施行日を遅らせることもできる。さらに、CBPは、新たな電子申告者 (new participants) に対するテスト証明を完全にするためにさらなる時間が求められる場合には、実施 (implementation) を遅らせることができる。かかる遅れはフェデラルレジスターでの発表に従うものとなる。

### 3 . Air AMS 参加のための技術的詳細

Air AMS 技術仕様 Automated Manifest Interface Requirement(CAMIR-AIR)は、下記から入手できる。

[http://www.cbp.gov/xp/cgov/import/operations\\_support/automated\\_system/ams/camir\\_air/](http://www.cbp.gov/xp/cgov/import/operations_support/automated_system/ams/camir_air/).

Air AMS のシステム修正が完了すれば、CAMIR-AIR もアップデートされる。

以上